

学校法人梅檀学園東北福祉大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

平成 27 年 3 月 20 日制定

(目的)

第1条 この要領は、学校法人梅檀学園（以下「本学」という。）が行う建設工事、物品の購入及び製造、役務、賃借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に監視、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「取引停止」とは、通常の売買取引の停止、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約等、全ての売買における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、取引停止の措置を行うものとする。

2 前号のほか、他の公共機関において取引停止の措置を行った旨の通知を受けた場合や、学長が特に必要と認める場合、取引停止の措置を行うことができるものとする。

(取引停止の期間の特例等)

第4条 業者が一つの事案により別表各号の措置要件の二つ以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の最も長いものをもって取引停止期間とする。

2 業者が取引停止の期間中、又は取引停止の期間満了後 3 年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合、取引停止期間は、当該各号に定める短期の 2 倍の期間とする。

3 前項の取引停止期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 学長は、取引停止期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 学長は、取引停止期間中の業者であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(1) 特許等特別な技術を必要とする購入等契約で、取引停止期間中の業者以外に取引の相手方がいない場合

(2) 緊急の購入等契約で、取引停止期間中の業者以外では、購入等契約の目的を達成することができない場合

(3) 現に契約履行中の購入等契約に直接関連する購入等契約で、取引停止期間中の業者以外の業者と取引することが著しく不利と認められる場合

(指名等の取消し)

第 5 条 学長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提

出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

- 2 学長は、取引停止された業者について、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、当該指名等を取消すものとする。

（取引停止措置等の通知）

第 6 条 学長は、第 3 条の規定による取引停止、第 4 条 4 項の規定による取引停止の解除及び前条の規定による指名等の取消しをしたときには、取引停止措置（解除）通知書（別紙様式）により当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、部科長等に対し当該取引停止措置等について、同通知書の写しを送付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、通知する必要があると認める相当な理由があるときは、通知を省略することができるものとする。

（取引停止期間中の下請等）

第 7 条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る全部又は一部を下請けし、もしくは受託し、又は工事契約の完成保証人となることを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請けし、又は工事契約の完成保証人となっている場合は、この限りではない。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第 8 条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 3 月 20 日から実施する。

別表第 1

取引停止の措置基準（事故等に基づく措置基準）

措置要件	取引停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 本学発注の購入等契約（以下「本学発注契約」という。）に係る手続きにおいて、一般競争入札参加資格審査申請書、同競争入札参加資格確認申請資料その他の提出資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年以上5年以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約履行)</p> <p>2 本学発注契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑に行ったと認められるとき（瑕疵が軽微であると認められるときを除く）。</p> <p>3 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、瑕疵が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年以上5年以内</p> <p>当該認定をした日から1年以上5年以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、本学発注契約の履行に当たり契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年以上5年以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 本学発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p> <p>6 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年以上5年以内</p> <p>当該認定をした日から1年以上5年以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた履行関係者事故)</p> <p>7 本学発注契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p> <p>8 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、履行関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年以上5年以内</p> <p>当該認定をした日から1年以上5年以内</p>
<p>(落札決定後の契約辞退)</p> <p>9 本学発注の契約に係る一般競争契約、指定競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき。</p>	<p>当該認定をした日から1年以上5年以内</p>
<p>(その他)</p> <p>10 前各号に準ずる行為等により、本学発注の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から前各号に準じて学長が定める期間</p>

別表第 2

取引停止の措置基準（賄賂等、不正行為に基づく措置基準）

措置要件	取引停止期間
<p>(賄賂)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が本学の役員又は教職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員（執行役員を含む）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう）。を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った賄賂の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 次のイ、ロに掲げる契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 本学発注の契約</p> <p>ロ 他の公共機関発注の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>4 本学発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p>
<p>5 他の公共機関の契約に関し、次のイ、ロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p>

措置要件	取引停止期間
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次のイ～へに代表されるような不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 本学に対し架空請求を行ったとき。</p> <p>ロ 本学に対し納品の真実を偽ったとき。</p> <p>ハ イ又はロのほか提出書類に意図的な虚偽があったとき（第1号に掲げる場合を除く）。</p> <p>ニ 故意に、本学が定める教職員発注の限度額を超えて受注したとき。</p> <p>ホ 本学に対し不誠実な行為を働いたとき。</p> <p>へ その他本学が不正と認めたとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p> <p>1年以上5年以内</p>
<p>(その他)</p> <p>7 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定により罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1年以上5年以内</p>

別紙

東福大発 号
年 月 日

取引停止措置（解除）通知書

住所：

称号又は名称：

代表者氏名： 殿

学校法人 梅檀学園 東北福祉大学
学長 千葉 公慈

下記の理由により貴社（殿）を取引停止（解除）としましたので通知します。

記

1. 取引停止（解除）

取引停止措置期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（ か月）

取引停止解除期日： 年 月 日

2. 事実概要

3. 取引停止措置（解除）の理由

4. 提出済の入札（見積）書等の取扱い

取引停止措置期間が契約日となる契約は行わないため、すでに提出済みの入札（見積）書等は無効とし、当該指名等を取消します。